

[有給休暇について]

有給の定義・・・労働の提供義務を免除するものなので、もともと義務の無い日には請求できません。ですから、もともと労働提供義務のない休日には有給を取得することはできません。育児・介護休業のときも同様で、先に育児・介護休業を請求していれば、その期間中の有給処理は不可能です。

【年次給休暇の成立要件】労働基準法第39条

年次有給休暇は、6ヶ月継続勤務と全労働日の8割以上の出勤によって、労働者は当然に取得する。

【勤続期間と年休日数の関係】

勤続 年数	継続勤務年数						
	6ヵ月	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年
年休日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

【年休の取得方法】

労働者が取得する時季を指定しなければならない。時季を指定することによって、指定された時季に年休は具体的権利として発生することになる。ただ、労働者の時季指定権に対して、使用者は、「事業の正常な運営を妨げる場合」には、その時季を変えることができる権利（時季変更権）が認められている。